

令和7年 第3回臨時会

産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第3回長与町議会臨時会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年8月1日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	山口聡一郎	主査	村田潤哉
------	-------	----	------

説明のため出席した者

建設産業部長 山崎禎三
(産業振興課)
課長 永石大祐
係長 早稲田由香

参事 畑中隆徳

本日の委員会に付した案件

議案第47号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）

開会 10時21分

閉会 11時14分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和7年第3回臨時会におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第47号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会の分割付託分の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは議案第47号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）の建設産業部所管の補正予算につきまして、所管課長より説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

産業振興課永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

皆さまおはようございます。それでは令和7年度長与町一般会計補正予算（第2号）産業振興課分について、ご説明申し上げます。予算書の3ページをお開きください。歳出7款1項商工費につきまして、説明書により説明いたします。説明書の10、11ページをお開きください。7款1項1目商工振興費について説明いたします。本年5月27日の閣議決定に伴い、新たに増額されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、消費の後押しに伴う事業者や生活者の支援を目的といたしまして、町内に店舗がある小売店や飲食店などから2,000円分以上の商品の購入またはサービスの提供を受け、そのレシートを添えて応募いただくことで抽選に参加していただき、当選した方に対しまして、町内に限定して使用できる2,000円もしくは3,000円分のデジタル商品券を配布するレシートキャンペーン事業により、経済対策と消費の下支えを行うものでございます。商品券の総額は1,000万円、当選者は延べ4,000人を予定しております。12節委託料における業務委託の内容といたしましては、ホームページ等の構築、応募の受付、商品券の抽選から発行、発送およびポスターの作成の業務を委託をするものでございます。11節役務費におきましては、作成したポスターを町内の各事業者へ発送する費用を計上しております。以上が産業振興課分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

本会議から大体質疑も出ておりましたけども、また確認の意味でさせていただきたいと思います。このキャンペーンの期間、まず最初の期間は、いつまでなっておりますか。

一つずつ。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

期間につきましては、商品券の使用期限をまず2月末までに設定をさせていただいています。それが本事業について3月末までに全体の精算を終わらせないといけないというような国の事業となっております。あと申し込みの期間ですけども、今あの11月から1月まで、もし調整で早くできれば10月から1月までで行いたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

レジあの2,000円分のあれをこう出せばいいわけでございますけども、1人の人が例えば何回でも出していいのか。まずそれをお聞きします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

応募の口数としましては、何度でも応募できるような形で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

応募して抽選になるわけでございますけども、ふのよかってという人が、私たちの田舎弁でふのよかっていう人、何回でも当たる可能性があると思いますけど、これは制限があるのか、お聞きいたします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

応募につきましては、2,000円以上購入していただければ、その都度応募をしていただく。レシートごとに応募していただけると。抽選については、抽選っていうか、応募期間と抽選につきましては、大体一月ごと、11月から始めれば3回、10月から始めれば4回というふうな抽選の回数を設定したいと考えてます。その中で当選の回数につきましては、各1度というんですかね、1口のみを当選というふうな形で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

1,000万円の4,000人というところでありましたけれども、これの店舗でのそれぞれの相対効果というか、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

キャンペーンにおける直接的な効果の算定っていうところは、ちょっと非常に難しいところではあるんですけども、令和3年度の経済センサスでいうですね、小売業間の売り上げというのが年間で224億円程度ございます。ちょっと具体的なこうやったらどれだけ増えたとかですね、そういうところまでの算出は難しいかなとは思いますが、参考値としては、そういうふうな数字以上の売り上げが、期間割りして達成できれば望ましいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

これは加盟する店舗の振興にもつながるということですが、メリットというかですね、これについて店舗それぞれに要するに加盟し、町内の購買力の非常にこう情勢っていうかと合わせて、店舗にも何がしかメリットはないと何かこういう事業というのは、効果をなさないのかなというところで、そのあたりをお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

店舗の方々につきましては、こういうキャンペーンを行うということで、まずその2,000円以上の購入をしていただく。例えば通常これだけ必要だけど、合わせて2,000円になるような購入の仕方とかですね。必要なものをちょっと前倒して購入したりとか、できるだけキャンペーンに応募すれば2,000円当選しますということでの集客効果とかですね。そういうところがメリットになるのかなというふうには考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

比較するのはなんですが、企業版ふるさと納税もそうですが、やっぱり地域の店舗をやっぱこう活性化するというこのキャンペーンだと思いますので、それ以外に何か加盟して盛り上げようという何か一つの動機、きっかけとして何か他にそういうメリットがあると今後につながると思うんですが、それ以外もう何もメリットはないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

今、課長が申し上げましたとおりですね。まず応募をするのに2,000円以上の消費が行われるというふうな部分とですね。あと今回の1,000万円ですね。その分、その分をまた同じ店舗ではないかもしれないんですけど、そういったところでお買物していただいたりとか、食事をしていただいたりとかいう部分はあろうかと思います。現状メリットとして申し上げる部分が、この部分しかないのかなっていうふうには思っております。その他の手法につきましては、またいろんな何ですか。こういう補助金であったりとかいうふうな部分の話が来たときに、都度都度また検討していきたいというふうには考えております。今のところ、すいません。ちょっと。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

えっとですね、分かりました。抽選でデジタル、これ金券という2,000円もしくは3,000円ということで、2,000円と3,000円の差というのは何ですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

キャンペーン事業を令和4年度にも行いまして、そのときは飲食店限定ではあったんですけども、そのときの応募が大体まあ各回1,000件程度でございました。今回の当選を各回1,000件程度ということで想定をして、その1,000万円をどう配分するかというところで、1,000人に設定するに当たって、その2,000円と3,000円という枠組みをとらせてもらったというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

もう少し分かりやすく教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

前回ですね。キャンペーンをしたときに応募をいただいた方というのが、各回おおよそ1,000人程度ということでの今回当選人数を1,000人と。あとは商品の購入単価も2,000円でさしていただいて、当選人数は1,000人と設定した場合がですね、ちょうど割ると2,500円商品券ということになるので、そこをちょっと切りよく2,000円と3,000円とで設定をさせていただこうというふうなことで、今考えております。それぞれ買った2,000円よりもちょっと若干多く設定した方が申し込みも多い

んじゃないかというところもありますので、3,000円にすると、ちょっと人数的に減るとかというところで、ちょっと全体バランス見て検討した結果、今そういうふうな設定をさせていただいてます。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

他に何かありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

まず、対象店舗はどのような店舗なのかっていうのと、応募できるのは町民の方だけに限られているのかどうかをまず教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

これですね、一応対象申し込みの対象の店舗といたしましては、町内に店舗のある小売店だとか、飲食店と美容院とか、そういうサービス業のお店を申し込み対象と、申し込みできるレシートの対象というところで設定をさせていただきたいと。あと申し込みできる方については、消費を喚起したいとかいう思いがありますので、町外から買物に来ていただいた方でも申し込みは、できるようなことで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

町外からの方も応募できるようにして町内で買物をできるだけしてもらおうということだと思うんですけど、前回、飲食店のときにですよ、やっぱりそのときにレシートキャンペーンで、やっぱり業者は売り上げが上がったとか、そういうなんて言うの、この効果みたいなものをちゃんと検証されたかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

前回のキャンペーンは、コロナ後、コロナ明けで飲食店をとということだったので、要はその飲食店の集客としては増えてるんじゃないかとは。ただその詳細なこの顧客がどうでしたかっていうような調査等は、各店舗には行ってません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

キャンペーンが行われることで売り上げが上がったとかいう実感がないと、なかなかこの事業が効果があったと言えないんじゃないかって個人的には思ってた。あと業者がそういう感じだとして、やっぱり後は購入したキャンペーンで得した方が町内の方であれば効果ありなのかなとは思うんですけど、町外の方がそれは入っちゃうと、自分としてはいかがなものかなと思ってんですけども。やっぱり応募は町内に限るとか、そういうのはできないのかどうかですね。もう極端に言えば、長与町の人には当たらない、半分以上が町外の人で当たったとかいうのは、話にならないかなと思うんですよね。その辺、いかがでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回、当選した商品券については、前回の飲食店のときも町内で使える商品券だったんですけども当選した方々はまた再度、町内の訪れて町内で消費をしていただくと。そのときには、その商品券余らず使ってもらうように通常なと思いますので、それ以上の消費効果があるんじゃないかということで、消費喚起効果としては、町外からの外貨を呼ぶっていうのも効果はあるというふうには考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

プレミアム商品券のときとかでも高田地区の方には何かこう意外と使える店が少ないとかあったんで、やっぱりこれまず対象店舗をどうやって、希望の店舗から声を上げてもらうものなのかどうか。あと商工会の会員は自然とそういう登録店舗になるのかどうかとか、その辺を分かる上であれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

キャンペーンを行うに当たっては、商工会へも事業者への周知っていうのは、お願いをするように考えているところです。購入したレシートで応募できる場合とですね。また商品券につきましては、デジタル決済になりますので、そのデジタル決済が使える店舗が限定という形には当然ちよつとなるような形ですね。全ての店舗で使えるというわけでは、当選された商品券につきましてはですね、というふうなことで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどご説明の中でも出てきてるので、前回の飲食店応援レシートキャンペーンとは

ば同等のものだと思いますので、そちらを踏まえてちょっと伺いますが、前回、西そのぎ商工会に委託してと思うんですが、今回も西そのぎ商工会に委託するということでしょうか、まず。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

当然こういうキャンペーン、町内の事業者向けのキャンペーンをするに当たっては、商工会にも当然ご相談はするんですけども、今回につきましては、商工会ではなく民間のこういう事業できる所に委託をするということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それは入札とかではなくて、もう特定の所が決まってるということですか。その事業者でないとできない。もし随契だったら、そこでしかできないという理由が要ると思うんですけども、ちょっとその辺りどうなってるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ちょっとデジタル商品券を扱えたり、そういう委託実績がある所を今探してまして、一応3社ほどは予定をしてます。そこで入札をかけるように考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

はい、その点は分かりました。先ほどから出てるデジタル商品券っていうのは、具体的に当たったらどうなるのか。前は多分、紙の商品券だったんですかね、飲食店応援のときは。今回当たったらどうなるのか。ちょっとそれに関連するので一緒に伺いますが、先ほど2,000円と3,000円がいいと、切りがいいからということでしたけど、ある種商品券とかなら1,000円単位とかで発行する500円の紙を発行しないというようなことになろうかと思うんですが、デジタルであれば数字だけの問題なので、単純に2,500円掛ける4,000人でいいんじゃないか。つまりそっちの方が公平だと思うんですよ。そもそもこれ自体が抽選という当たる人と外れる人が出るっていう不公平感が一定あるものなのに、さらに当たった中で2,000円と3,000円っていう差が出るっていうのは、私は正直言ってちょっと納得できないんですよね。この2,500円掛ける4,000円じゃ駄目なんですかね。それと先ほどのどういう形で当たって、配分されて使うのかをちょっともう一度お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

申込みをまずしていただくという中で、一応メールアドレスを入れていただいて、そこで当選したらそういうコード、番号を当選番号をメールでお返しすると、応募いただいたメールにですね。そのコードをアプリ等で入力すると、通常使えるその商品が決済で使えるところに表示されて、ポイントがいくらとか、そういう商品券でいくらとかいう、そこからどれから優先して使うとかいうのは、また、アプリ上で利用者の方が設定されて使われるっていうことにはなろうかと。あとはデジタルなんで2,500円もできるんじゃないかっていう、当然そういうお話もあろうかなとは思っているところで、あとはちょっとどういうふうな配分にするかっていうところなんで、我々もちょっと今いろいろ検討はして、今、総額、購入した金額2,000円と同額が当たる分とそれより若干多く当たる分とっていうような、ちょっと1等、2等みたいな位置づけで、当選商品を計画したっていうところではあるんですよね。その2,500円は駄目かというところ、駄目では当然ないと思うところで、ちょっとその設定自体やっぱり方法としてはキャンペーンっていうところもあって、難しいところであるんじゃないかなというところで、今できるだけ。若干その3,000円だと応募しようかなとかいう方もいらっしゃるかというところで、そういう価格設定を今させていただいて計画をしているというようなところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほど本会議で同僚議員が質問した中で、そういう抽選とかっていうのは、民間企業ならば考えられるけどもどうなんだっていうことで、もちろんそのときには答弁もあって、抽選というものの自体にはあり得るということは、ある程度私も分かるんですが、そもそも当たった人だけ、これが当たったらこれがもらえるから買物してくださいっていうのは、一言で言うと射幸心をあおっているということだと思えるんですよ。単に抽選というよりそういう何ですかね。射幸心をあおるような方法自体が私はちょっと受け取り方次第ですけど、微妙かなと思う中で、さらに1等と2等があるっていうのは、ますますそういうことだと思えるんですよ。私はこれは最低でも平等にすべきだと思いますし、そうじゃなければこういう事業はやるべきじゃないと思うんですが、これは私の考えですが。その上で改めて聞くのは、抽選そのものの公平性なんですよ。前回飲食店の応募レシートキャンペーンやったときに、4期に分けて行って、先ほどの答弁のとおり1期に、1期のうちで当たっても次の期でまた応募もできると。実際にこれ私の知ってる人で4期あったうち、ずっと応募して2回当たったっていう人もいます。全部応募したけども当たらなかったっていう人もいますんですよ。これはやっぱり抽選の中でも、さらにちょっと不公平感がないと思うんですね。なので、期間を長くしてでも、もう1回しか抽

選できないというふうにすれば、まだですよ。これは私の感覚の問題ですけど、当たるか外れるかっていうだけなんで、しょうがないかなとも思えるんですけど。4期に分けて、しかも1回当たってもまた当たることもあるっていうのは、どういう考え方で4期に分けるとかいう、そういういわゆる制度、この制度を考えたのかというのをちょっと伺いたい。つまり、そういうやり方が最適と思ったんですかね。複数当たる人もいれば外れる人もいるということについて、どう考えてるかっていうのを含めて伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回のキャンペーン、消費喚起を起こそうというキャンペーンですので、できるだけ長く行いたいっていうのが一つの考えで、あとは当然、長い期間でやって最後に1回というと、やはり前半知らない人がいれば、当然全然全く周知もできないと。なんかもう応募に関する期間も長ければ、やっぱりやらない。やっていただけないっていうことも考えられると。当然、応募期間をできるだけ短く、この長い期間の中で分けて設定しながら、いつから応募できますよとか、今回長与でもLINE等も開発されて通知等もできますので、いつまた次の応募期間の末ですよとかいう通知も町のLINE等でもできると、周知効果も高められるということで、やはり期限を切りながらやった方がキャンペーンとしては皆さんに知っていただきたり、効果が高いんじゃないかということで、一応期数を4期に分けての抽選ということで考えてます。また、各期ごとにやっぱり条件を設定して応募をしていただいていますので、ちょっとその回ごとに当たる、当たらない、4回、結果として4回当たる方もいらっしゃると思うんですけど、各当選、各回の当選は、一応1人1口までということで絞らせていただくとかですね。できるだけ公平性を担保できるような形での抽選等の方法は、設定したいというふうなことで考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その周知ですよ。前は、飲食店に限ったので一定周知はしやすかったと思うんですが、ただ、その中でも私の知ってる飲食店の業者の方で、町がそういうキャンペーンをやってるのは知らないという人もいました。今回はさらにもちろん商工会に加盟していない業者も含めて、かつ飲食店だけでなく小売りやサービス業、全部入ると思うんですよ。そういうところにどうやって周知を徹底するかなんですが、私も言わば事業者なので、一番心配するのは、そういうキャンペーンを町がやってるのを知らなかったと。レシートは通常そういうのなくても当然出しますけれども、うちは出しますけれども、出さない所もあると思うんですよ。言われないと、いわゆる領収書みたいな。飲食店でも書かないっていうところもあると思うんですよ。そうなったときに、こういうことを

町がやってるっていうのを知っていれば、事業者の方から声もかけられますし、要するに渡し忘れとかもらわなかったということはないと思うんですよね。周知をされてなければレシートください、領収書ください、って言えば当然キャンペーン関わらず出すでしょうけど、後から知った場合とかですよ。もらわずに帰って、キャンペーンをやってるっていうのを知って、後からレシートくださいとか、あとはそもそももらってません。レシートをもらってませんか、何で言ってくれないんですかとかですよ。要するに後から領収書を出せって言われたら、その業種帯とか業種によってはなかなか出せないところもあると思うんですよ、その時じゃないと。そういうクレームとかを結局、小売業者、事業者が請け負うことになるので、周知っていうのは、消費者側にも事業者側にも相当徹底しないといけないと思うんですよね。その点のまず周知方法、どう徹底するか。実際、前回のキャンペーンは知らなかったっていう人も、今でもそんなのやってたの知らなかったっていう人もいるぐらいですから、ちょっとそこをどう徹底するのか。ちょっと今のうちに考えがあれば伺いたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

周知につきましては、まずは町の広報誌っていうのを町民の方にお知らせさしていただと、もちろん商工会を通じての商工会会員への周知が一つ、あとはもう委託をした先でのデジタルを使っているような事業者へは直接の周知ですね。あとはやはりどちらもされてない。商工会会員でもないとか、もしくはそのデジタル対応もしてないような事業者も当然いらっしゃると思うんですよね。そういうところにつきましては、できるだけこちらにもさまざまなSNS等も通じながらこういうのをやってるので、町の窓口の方にご連絡いただいて、そういうポスター等は多めに作りますので、それをお渡し行って、その入口店頭に貼っていただくとかですね。そういう形で考えてます。できるだけ多くのところ入ってないとかお話を聞けば、こちらの方もどんどん対応していきたいなというふうには考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

何かこう、何かを周知するときに町の皆さんは、広報ながよに載せてるっていうんですけど、そもそも全世帯配布ではないですし、ちょっとそれでは足りないというかと思うんですよね。なので、これは徹底していただきたいということなんですが、もう一つがちょっと話が戻るんですけど、抽選の方法がどれだけ公平なのか。今多分、何ですかね、アプリとかによって、自動抽出、ランダムに抽出するとか、そういう方法は恐らくあると思うんですが、どうやって抽選を公平にしてるのか。つまり前は例えば4期のうち複数当たった人もいれば当たってない人もいます。何かこういうのを見ると、本当に

正確に抽選しているのか。これは抽選してもそういうことは出るんでしょうけども、そこをよほど町が担保しないと、正直疑わしいんですね。何か特定の人ばかり当たるようなそういう抽選の仕方ができるようになってるんじゃないかと、そういう疑義を持たれてしまう。結果的にそうなことはあって、あると思うんですが、いや、これはこういうふうに公平にこういうやり方でやってるから公平な抽選、たまたま複数回当たる人がいるだけなんですよっていう、その抽選方法が確実に公平だっていうのを町が言えないとだめだと思うんですよ。これどうやって、どういう方法で抽選してるのか。それから前回の飲食店応援のときに、そういうちゃんとした抽選方法、どんなふうになったのかも含めて、これもしどんな抽選方法でやったかは知らないっていうのであれば、それははっきり言って公平さを町は担保できてないということだと思うんですよね。ちょっと今回と前回、抽選方法について伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

前回の抽選の具体的な方法については、今ちょっと手元に資料等持ち合わせておりませんで、ちょっとご説明できないところであるんですけども、今回の抽選につきましては、データ等で抽出してやりますので、そのデジタルでの抽選になるんじゃないかと。紙でくじ引きとかそういうことじゃなくてですね。ただそのあとその抽選方法自体を今指定して委託ということでは考えてませんので、そういう抽選システム等は、実際、委託をした業者が持っているものを活用していくような形になろうかなとは考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そのちょっと前回どういう方法でやったかも知らないっていうのは、あまりにも私無責任だと思うんですよね。実際に複数回当たったりしてる人もいれば外れてる人もいる。今回も向こうに任せるっていうのは、やっぱりそれはちょっとおかしいと思うんですよね。この入札をするのであれば、確実にこういう方法で公平に抽選する方法でやることっていうような条件は全然入れられると思うんですけれども、そういうことはできないのか。それから実際にどういう抽選方法をしたのか、するのかを確認すべきだと思うんですよね。で、皆さんが見てこれは確実に公平だなと思えるのであればいいと思うんですけど、もう向こうに任せて後は知らないっていうのは、私はちょっとおかしいと思うんですよね。なんでちょっと最後にこの抽選方法、そういう入札の際にして、もしくは確認して皆さんがちゃんとこれ公平だと断言できるようなものになってるかを確認か指定すべきだと思うんですが、そういう考えはないんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

抽選のシステムにつきましては、委託する業者のものが用意するものを使いたいと。ただ、どういった方法でやりますかとか、そういうところの確認については、当然協議の中でさせていただきながら、最終的な方法等については決めていくと。委託した業者との間でですね、そこは間違いなくこちらもやっていくつもりで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○14番（竹中悟議員）

今度のことでちょっと私もついていけない部分があるんだけどね。私たち結局もう私は後期高齢者なるんだけど、長与町の大体4分の1はもう高齢者ですよ。だからこの質問の中では、ほとんどこの携帯を持たない人はどうするのかな。通常前のプレミアム商品券であれば、もうそのまま結局紙でこれを購入して、それでプレミアが付くということで非常に分かりやすいんですよ。今回話を聞いてたら、要はインボイスじゃなくてレシートをね、要は結局写メで送って、そして、それを送り方も分からない人もいるだろうし、そして、そのLINEをつなげる方法もできない。僕らもあんまりできないですよ。だから今聞いた段階でもうする必要はないなと、僕はやらないやらないと思ってるんだけどね。そういう人が多分かなりいると思う。そういうときの対策というのは、どうするんですか。それと同時にね、今それ八木委員の言った平等性ですよ。要はね、その中の一つなんだけど、それを還元するときも、要はこれを使いこなさきらない人は要は結局何も使えないと思うんですよ。それについての対策は何か考えてますか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

申し込みの方法については、店頭に掲示させていただくポスターだとか、そういうところから二次元コード等で応募ページだとか、今回のキャンペーンページにご案内をできるように考えてます。そこから分かりやすいような、できるだけ分かりやすいような案内っていうのを作っていきたいというふうには考えております。ただ操作方法が分からないとか、そういった場合には、今回につきましては、もう役場の産業振興課の窓口で対応をするっていうことで問い合わせいただくと、もう相談に来ていただく等でお知らせするというふうな対応になろうかということで今想定をしております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○14番（竹中悟議員）

やっぱり高齢者のことを考えながら全体平等になるよう公平になるようにやるというのが、私は筋だと思うんです。これは行政の目線というのも1番弱者なんです。もう結

局そのシステムでしたり、操作方法ができない人が僕はたくさんいると思う。このスマートフォンを持たない人もたくさんおられると思うんですよね。そしたらどうするのと、そのレシート結局あれば抽選できますと言われたら、役場にそのシートを持っていけばいいんですかと、そういう話にしかない部分の方が結構おられる。だからその辺の対策をびしっとやらないと全く公平性がない。多分もう4分の1ぐらいの方が多分応募もしない。僕はそういうふうに思う。だからもう還元方法とかそういうのはもう聞こうと思ってたけど、もう僕はよく理解できなかったからね。それ以前の問題、持たない人とか高齢者の理解できない人たちはどうするのか。この人たちが逆に言ったら一番困ってるわけですね、経済的に。だから、その辺の対策をやっぱり考えてやっていかないといけないと思うんですね。それについてちょっと部長、意見があれば。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

今回の枠組み自体が議員おっしゃるとおりに、スマートフォンをお持ちでない方について何ていいですか、今回の枠組みの外側に図らずも出てしまう部分はあろうかと思えます。ただ、私どもも予算規模、今回の予算規模とか、そういった部分を踏まえたところで再三、再三といいですか、何度も協議というか、内部的に検討を重ねた中で、先ほど申し上げましたが、消費者の支援と事業者の支援を合わせたところで、あとこの今回の予算規模と合わせたところで今回の枠組みっていうのを導き出したところがあるものですから、確かに先ほど委員がおっしゃられたことは大変耳が痛いところではございますけど、私どもの考えとしても今後につきましては、そういったところも検討、重々検討する必要があると今も思っておるんですけど、ちょっと今回につきましては、こういった形で提案をさせていただいた次第でございます。すいません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中委員。

○14番（竹中悟議員）

今後このようなやっぱり事業をするときには、やっぱり高齢者含めた中でのそれからその機種を持たない人、この機種自体も6万円から8万円するんですよ。スマートフォンはね。そういうことでかなりの結局負担がかかりますからね。平等性を持ったような政策を検討していただくように要望して、賛成いたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４７号令和７年度長与町一般会計補正予算（第２号）の本常任委員会の分割付託の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。

（閉会 １１時１４分）